議案第９号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

１　債　　務　　者　　大阪市生野区小路東３丁目13番26号
　　中村　行夫

２　債 権 の 内 容　　給与の過払による返還金に係る債権

３　放棄する債権の額　　金783,385円

４　放 棄 の 理 由　　債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和２年２月７日提出

大阪市長　　松　井　一　郎

説　明

債務者に対する給与の過払による返還金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。